

都市計画と都市計画法のあらまし

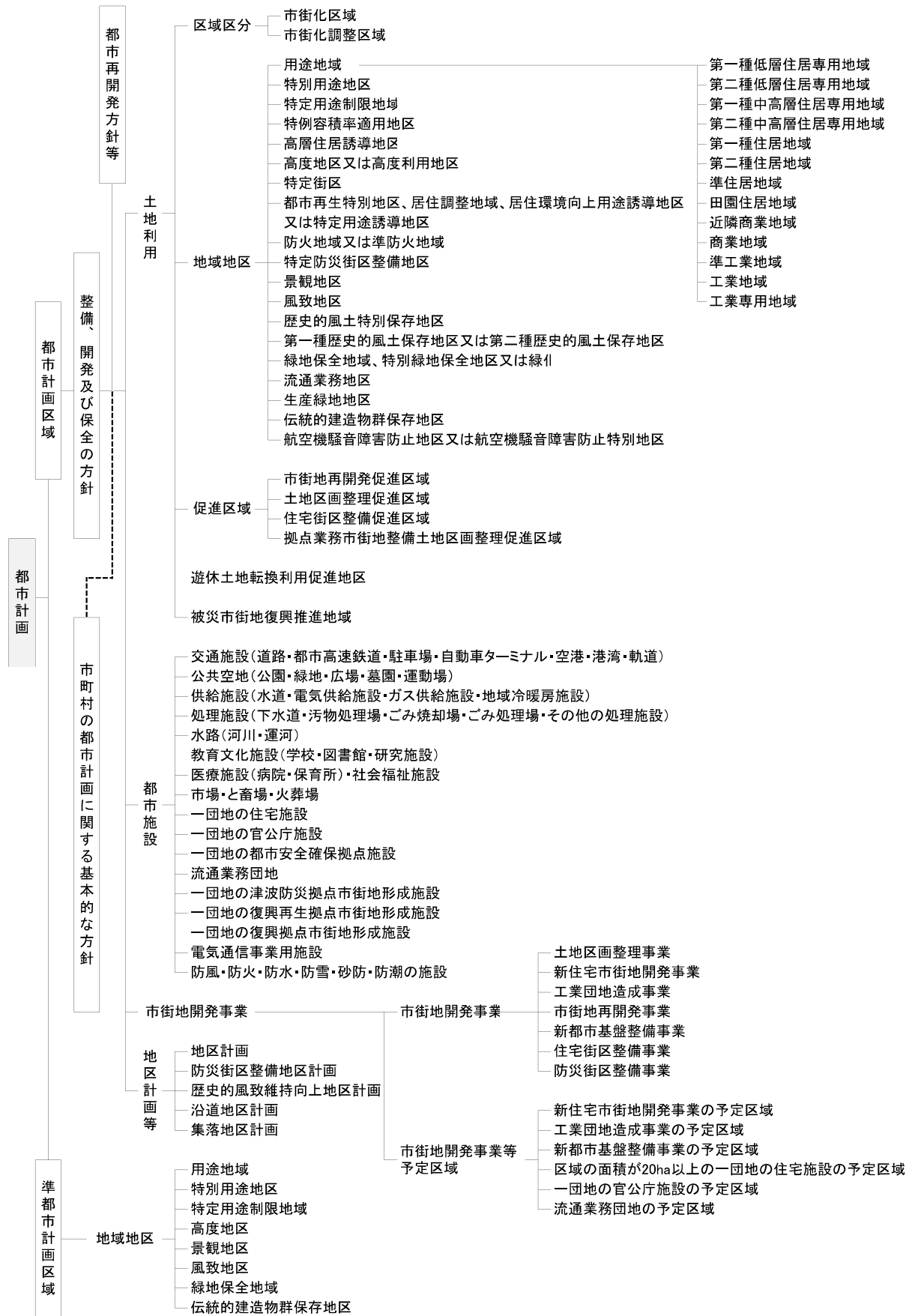
都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して住みよいまちをつくりあげていきます。この都市計画の内容、決定手続き、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが都市計画法です。

都市計画法は、上位法を受けて各種の都市計画について統一的に定められており、都市を単位として都市計画の内容、手続き、効果などを規定しています。

また、市街化区域及び市街化調整区域の制度をはじめとして、基本的な土地利用規制について定められている法律であり、他の土地関係法令とも密接な関連を有しています。

都市計画法の概要

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 都市計画
 - 1 都市計画の内容（第6条の2～第14条）
 - 2 都市計画の決定及び変更（第15条～第28条）
- 第3章 都市計画制限等
 - 1 開発行為等の規制（第29条～第52条）
 - 1の2 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第52条の2～第52条の5）
 - 2 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第53条～第57条の6）
 - 3 風致地区内における建築等の規制（第58条）
 - 4 地区計画等の区域内における建築等の規制（第58条の2・第58条の3）
 - 5 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第58条の4～第58条の11）
- 第4章 都市計画事業
 - 1 都市計画事業の認可等（第59条～第64条）
 - 2 都市計画事業の施行（第65条～第75条）
- 第5章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等（第76条～第78条）
- 第6章 雑則（第79条～第88条の2）
- 第7章 罰則（第89条～第97条）
- 附則



目 次

第 1 章	都市計画の内容	
1	都市計画の基本理念	1
2	都市計画の決定	1
3	伊達市都市計画審議会	3
4	都市計画のマスタープラン	4
第 2 章	都市計画区域	
1	都市計画区域	5
2	市街化区域及び市街化調整区域	5
第 3 章	地域地区	
1	地域地区	7
2	地域地区指定状況一覧	7
3	用途地域	8
4	特別用途地区	10
5	準防火地域	10
第 4 章	都市施設	
1	都市施設の内容	11
2	都市施設決定状況一覧	13
3	道 路	14
4	公 園	17
5	下 水 道	20
6	ごみ焼却場	24
7	火葬場	24
8	その他の処理施設	24
9	その他の施設	
	1) 水 道	24
第 5 章	市街地開発事業	
1	土地区画整理事業	27
2	市街地再開発事業	27
第 6 章	地区計画	
1	地区計画	30
第 7 章	区域指定	
1	区域指定	31
第 8 章	その他	
1	都市計画年表	33
2	字別市街化区域内及び市街化調整区域内人口調べ	37